

No.	箇所	頁数	内容	備考
1	第1章 計画の策定にあたって 2 現計画にかかる取組の検証	2	数値目標のうち、「手話通訳者の派遣件数(県)【施策2】」の実績値(令和4年度)について、650件から591件に訂正。	P.3、18についても同様に訂正。
2	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2(1)①	12	第1回部会での意見(右記)をふまえ、手話通訳者等の派遣依頼元に対し、手話通訳者の健康面に関する周知についての記述を追加。	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」などの影響から、今後派遣件数の増加が予想され、それに伴い手話通訳者の健康問題の深刻化が懸念される。派遣依頼元への手話通訳者の健康面に関する周知も併せてお願いします。
3	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2(1)②	12~13	パブリックコメントでの意見(右記)をふまえ、手話通訳者の待遇改善に関する記述を追加。	若い手話通訳者がいないので、手話に対しての啓発や手話通訳者の身分向上を行い、手話通訳をめざす環境を整えてほしい。
4	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2(1)③	13	第1回部会での意見(右記)をふまえ、手話通訳者全国统一試験の合格者を対象とした交流会や新任者説明会の開催に関する記述を追加。	手話通訳者養成試験の合格者が、県の登録手話通訳者としての第一歩を踏み出す後押しとなるよう、手話通訳者同士の交流会や説明会などの場を設けることが、手話通訳者の確保につながると思うので検討をお願いします。
5	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2(1)⑤	13	第1回部会での意見(右記)をふまえ、手話通訳者が未設置の市町に対し、設置に向けた働きかけや、手話通訳を補完する遠隔手話通訳サービスに関する記述を追加。	遠隔手話通訳の利用促進も大切だが、現地での手話通訳に比べると遠隔手話通訳には限界がある。県南部では手話通訳者が未設置の市町もあることから、設置に向けた働きかけにも併せて取り組む必要がある。
6	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策3(1)②	14	一般社団法人三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」イラストを挿入。	
7	第2章 施策の展開 2 数値目標	18	「施策5 事業者への支援(条例第12条)」における数値目標として、「事業者を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数」を新設し、令和8年度の目標値を100件に設定。	
8	参考資料 7 計画の策定経過	23	計画の策定経過を追加。	
9	参考資料 10 用語解説	26~27	用語解説を追加。	